

# 関西労災職業病 4月号

(通巻72号)

関西労働者安全センター

1980.4.20 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



<b>主張</b>	労災保険法改悪案成立阻止まであと一押し	1
	4/27集会の成果を踏まえ更に大きな団結を	
<b>特集</b>	前進する'80労災法改正闘争 No.5	2
	全国・関西・長野の闘いから	
●資料	4/27関西総決起集会基調報告(全文)	6
●前線から(二コース)		10
●3月の新聞記事から		14
●ニュースの裏側 『原発ジプシー』にあぶり出された労基署		15
●健診部だより		
	争議組合健診など本年度の基本目標を確立	16
●いよいよ始まる原発内被曝労災再審査		17
●3月分会計報告		18

# 主張

労災保険法改悪案成立阻止まであと一押し

4月27日集会の成果を踏まえ  
更に大きな団結を！

3月30日東京における労災保険法改悪に反対する全国連絡会議の結成集会にひき続いて、4月27日大阪市北区のPLP会館において、関西緊急連絡会議主催の関西総決起集会が開催された。集会には悪天候にもかかわらず、主催者の予想を上まわる三〇〇名近くの人々が結集し、反対運動の職場、地域への浸透がうかがえた。集会基調報告にも述べられているように、我々はこれまでの反対運動の中間総括的な意味を含めて、いくつかのことを確認する必要がある。

第一には、大きく団結して闘うこ

との重要性を再確認することである。

今回の法改悪反対運動は、これまでの独自の領域で運動をすすめてきた多くの団体が横につながるきっかけをつくった。労災被災者団体相互については言うに及ばず、公害、薬害、医療被害と闘う団体、労働組合、専門家など相互の共闘をうながした。全国連、関西緊急連の結成はその象徴であるが、それぞれの利害に執着せず、大きな共通の目的のために団結するという共闘の原則の実践が前進したことが、政府、労働省をあわてさせ、法案の今国会成立阻止の展望を切り拓く原動力になったという

ことを何よりも重視すべきである。

第一には、改悪法案を廃案にすることが必要であり、また可能であることの再確認である。今回の法改悪攻撃を仮にうち破ったとしても被災者、労働者の権利が根本的に前進するということはないかもしれない。しかし、大衆的な決起で法改悪という全面的な攻撃にうちかつという実績は何ものにもかえがたい被災者、労働者の財産となり、今後の闘いへの強固な土台となることを確認する必要があると思われる。

法案の今国会成立阻止まであと一押しである。正しい戦術行使と闘いの陣型整備とともに努力し、労災保険法改悪反対闘争に必ず勝利しよう。



# 特集 前道する No. 5 即憲法改正

労災保険法改悪法案は、4月1日衆院本会議での政府側主旨説明を皮切りにして、いよいよ国会審議がスタートした。しかし社会党代議士の代表質問が行われることにより、同法案は「重要法案」としての性格が浮かびあがるとともに、4月期に国会を中心として全国的に闘われた反対運動の盛りあがりの中で、今国会法案成立という政府―労働省のもくろみはうち崩されつつある。以下は闘いの報告である。

## 全国 全国連絡会議が結成集会 被災労働者が 反対斗争の先頭へ

3月30日、東京自治労会館において労災保険法に反対する全国連絡会議が結成された。3・30集会は、3月1日準備会に参加した全国じん肺患者同盟、全国せき髄損傷者連合会、クロム被害者の会、被災労働者全国

協などの呼びかけで準備されたもので、当日は四十四団体約二〇〇人（六〇〇人）が参加した。関西からは被災労働者関西協議会、兵庫県スモンの会の被災者団体に加え、全港湾、全金などの労組約五十名がバスを貸切って結集した。司会に新田（せき損） 足立（クロ

△）両氏を選出し、各団体代表から反動化する労働行政に対する怒りと闘いの決意が力強く述べられた。更に、反対声明を発表した四〇〇名の弁護士を代表して斎藤弁護士の報告を受け、集会決議を採択して全国連絡会議の結成を確認した。集会後、会場より四谷駅までデモし、数寄屋橋公園でピラ、情宣活動を展開した。翌31日は、議員会館に六十名余りが結集し、三班に分かれて社公民の議員に対する要請行動を展開し、民社党を除いては、今回の改悪の重要性を十分に認識した立場で取組むことが表明された。

## 4/15国会審議始まる

## 被災者で埋る 社労委傍聴席

改悪法案の国会審議が始まる4月15日をひかえた14日午後、議員会館会議室において第4回全国連絡会議

代表者会議が行なわれ、クロム、セキ損、じん肺などから約二十名が参加し、関西からも六名が出席した。

この場において、「たとえ改悪部分が無効になっても、民事との調整条項が削除されない限りやむをえない」という最終的な意志一致を行なうとともに、15日の行動計画を策定した。

15日朝九時国会前に約五十名の被災者が結集した。グループを一つに分け、一隊は民事調整に反対している全日本海員組合から民社党へとオランダへ、他隊は社会労働委員会への傍聴に入った。午前中の自民党議員の時間つぶしの質問の後、午後から社会、公明、共産と野党側質問に入った。傍聴席は座席がなくなるほどの人であふれ、終始熱気に包まれていたが、社会党の佐藤氏の「企業が非を認めた損害賠償が調整の対象となつて、逆に、いいかげんな見舞金なら対象外というのは社会正義にも反する」という熱弁には思わず拍手が起った。

その後、社会党の村山氏と面談したが、同氏は「自民党には強行採決

はさせない。もしも強行すれば参院社労委は社会党が委員長であるから廃案にする」と力強く述べ、共に闘うことを確認して散会した。

## 422圧倒的傍聴を前に

### 採決できず

## 今国会成立阻止へ展望

改悪法案国会審議前半の最大の山場とみられた4月22日、国会前は総評が動員した全港灣、炭労などの労働者、及び全国連に結集する被災者約一〇〇名が結集した。そして、全港灣の部隊の一部が運輸委員会へ出光の廃油投棄問題の審議傍聴へと午前中は分かれたが、その他は終日社労委の傍聴席を埋め尽した。

このように熱気あふれる労働者、被災者の傍聴活動と、また社会、公明、共産等野党各党のがんばりによって（共産は民事調整条項の削除を

中心にした修正案を提出した）政府、自民党をして、この日の委員会採決を見送らせるまでに追い込んだのである。

国会の今後のスケジュールから考えて、この日の委員会採決を阻止したことは、法案の今国会成立を阻止する展望を開くことにつながり、労働省―政府をあわてさせている。

国会は27日から5月6日までの自然休会の後、連休明けから再開され大詰めに突入するが、闘争体制を堅持し、社会党を中心とする野党の結束が崩れなければ廃案も可能という状況まで闘いは前進してきているのである。

パンフレット ¥1000

## 反撃への地歩を

労基法改悪阻止、労災保険法改正斗争勝利のために

被災者全国協議会

# 関西

## 労組・被災者・原告団などを中心に

### 関西緊急連絡会議が発足!!

3月30日の全国連絡会議結成に力を得て、関西における反対運動のとりくみも大きく前進した。

4月5日には被災労働者関西協議会、兵庫県スモンの会の呼びかけによって、「労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議」が結成された。この緊急連にはじん肺、せき髄損傷等の労災被災者をはじめ、全港湾名村分会、合化労連昭和電極など労災裁判闘争中の労組、スモン等の被害被害者、斎藤病院被害者の会などの医療被害者など様々な方面から二十四団体が参加し、かつてない規模の反体運動の戦線が形成されたのである。

5日当日、緊急連は当面の行動計画として、①4月27日に関西総決起集会を開催すること ②4・27に向けた統一ピラ情宣を行う ③4・15

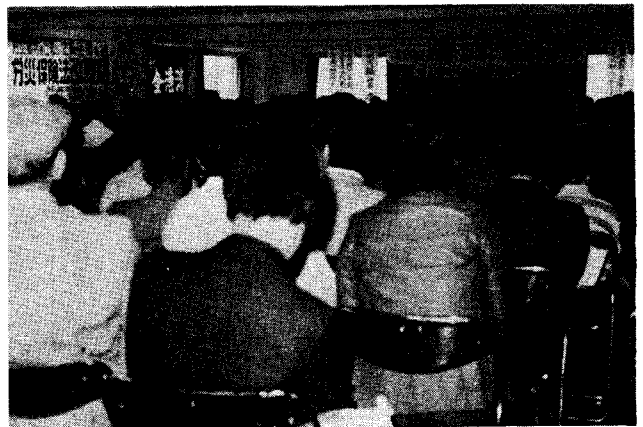
の国会社労委傍聴参加 ④関西の衆参社労委員員への要請行動など六点到わたる確認を行なった。

## 4/27 関西総決起集会

### 300名の参加で

### 廃案への決意

4月27日、関西緊急連絡会議主催で労災保険法改悪に反対する関西総決起集会が大阪Pレロ会館において行なわれた。当日は、被災者、労働者、専門家など主催者側の予想を大きく越え、三〇〇名近くが参加し、今回の法改悪問題に対する関心の深



さと反対運動の勢いの大きさが感じられるものであった。

集会は兵庫被災者交流会代表の主催者代表あいさつで始まり、大阪総評の宮崎氏、全国連絡会議の塗師氏、のあいさつ、激電・メッセージ被露と続き、集会の基調報告は関西労働者安全センターの楯本が行なった。

(資料を参照) その後各団体からの決意表明として、労災被災者団体からは、京滋じん肺患者同盟、全国せ

き髄損傷者連合会近 フロック、薬害・医療被害団体からは斎藤病院被害者の会、公害団体からは、大阪森永告発、そして労働組合からは全港湾関西地本、兵庫県社会福祉労組がそれぞれ立場から発言した。

また、専門家側からは、三月の全国弁護士アピールを発表した一人である中北弁護士、及び医師の立場か

ら南大阪労働者診療所の松浦医師が改悪法案の問題点をアピールした。

集会はこの後、労災職、業病撲滅、薬禍・医療被害絶滅等のスローガンを確認して成功裏のうちに終了した。また、集会后に大阪駅までデモが予定されていたが、雨天のため急拠中止となった。

## 野 公害被害者を中心に

### 闘いが前進!!

# 野 長

#### 昭和電工工場粉じん公害被害者同盟 春明郎

出してきた「幻の公害」論と機を一にするものである。

そこで、自主健診を経て七七年、

昭和電工工場 工場粉じん公害被害者同盟は、一九七一年結成され、以後粉じん公害による物質的損害および健康被害、農業被害の補償と発生源対策を昭和電工に求めて行動してきた。昭電も物質的損害については事実を認め補償協定を結んだが、健康被害について誠意ある態度を示さなかった。そして七〇年代後半になると、健康被害はおろか汚染の事実さえ否定しようとしてきた。これは

二二二名が提訴に及んだ。元昭電従業員関係者十一人の職業病裁判も含まれている。以後、特に原因物質のクロム等をめぐる法廷内外の様々な闘争をしながら、今回の労災保険法改悪を迎えた。

全国で財界、政府、御用学者がうち

このような経過から、被害者同盟と信州大学公害研究会がすぐ労災法問題にとりくんだ。松本労基署へまず法改正の内容を問いあわせた。しかし、彼らも何も知らされておらず労災保険と民事賠償とは全く別のも

のだとの見解を明らかにした。労災保険審議会会長の隰谷は信州大の教授であり、学生が行方を捜したが、とうとう捕らえられないうちに答申が出されてしまった。

そして、一月の東京での会議の後長野県内で労災保険のシンポを計画し呼びかけを開始したが、これはうまくいかなかった。だが、三・一準備会の後も地元でのオルグを続け、また、国会の公明党への陳情には前々からのパイプを利用することができた。三・三〇総決起集会の日にも一部は長野の労災職業病シンポで集会決議をアピールした。続いて、国会陳情、公判をはさみ、再び全施労長野地本に出向き、六日に県内労組で初の反対決議があがった。

中央や関西に比べ全く非力ながら公害被害者が労災職業病被災者と利害を一つにして運動できたことに注目してほしい。今後とも様々な政府、産業界の攻撃に抗して労働者共々闘っていきたい。

# 資料 427 関西総決起集会

## 基調報告(全文)

2月19日、政府は民事損害賠償と労災保険年金の「調整」を主たる内容とする労災保険法の改正案を国会に上程した。4月1日の衆議院本会議における政府側の主旨説明「手続的なもので、必要改正事項だ」という主張にもかかわらず、その直後に行なわれた社会党議員の代表質問によって、この「調整」規定が被災者、労働者の民事損害賠償権という基本的権利を奪うものであることが天下に明らかにされたのである。「調整」の中味は以下の二点に及んでいる。第一には企業が労災年金の前払い一時金の最高限度額まで損害賠償責任を免除されるということであり、第二には、前払い一時金の最高限度額を超える賠償額についてはその分年金を停止するという内容である。政府はこの調整は被災者側の「二重取り」を是正するものであって正当だと強弁しているが、七七年の最高裁判決で示された「将来の年金については排除してはならない」という趣旨からさえも逸脱した不当なものであることは火を見るよりも明らかである。

## 二 労災保険法改悪のねらい

今回の「調整」問題は単に被災者の経済的な損失ということに留まらず、様々な影響を及ぼすことを認識する必要がある。

第一に、労災裁判訴訟権が実質的に制限・はく奪されるという問題である。労働省が日本の労災補償水準は欧米諸国にはほぼ近づいたという言葉とは裏はらに労災被災者遺族はその最低補償が生活保護以下であるという状況も含めて、極めて困窮した状態に追い込まれている。この事実があるからこそ被災者・遺族は、社会的、経済的な様々な障壁を克服して裁判闘争に立ち上っているのである。この実態に背をむけて「二重取り」として労災補償の支給を政府が停止するとすれば、裁判という手段しかもはや闘うべき武器をもたない未組織労働者にとって決定的などうかつとなることは明らかであり、実質的に訴訟権をはく奪されるに等しいことになる。労災訴訟は六七年当時一〇〇件以下という状況から、先駆的闘いの蓄積によって現在一二〇〇件以上にまで増加してきているが、このことによって、労働者の生命と健康の値段がいかに高くつくかということも資本に思い知らせ、資本の無制限な労働者に対する収奪を抑止する役割を果たしてきた。そして、資本の法的責任としても「安全確保義務」等労働者に有利な考え方を裁判闘争を通して定着させてきたのである。関西経営者協会は七三年既にその要望書において、労災保険を受けた場合には企業の民事免責を行なうよう要求しているが、今回の改悪法案はまさに

独占資本の要請を実現するためのものである。

第二には、労働組合等によるいわゆる労災上積補償闘争の成果を否定するという問題である。労働組合は労災補償の低水準を補うためにこれまでの長い闘いの中で労災上積補償という形で被災者への補償を労働協約等でかちとってきた。しかし既に述べたように法改悪によって裁判権が封じこめられることによって、上積協定の水準を上げていくことが困難になると同時に、上積補償そのものが「調整」の対象となるおそれも充分にある。労働省は労災保険審議会の中で「上積補償は対象外」と確認したにもかかわらず、その後「損害賠償的な性格が認められれば対象にする」と言ってはばからないのである。

第三には、労災保険以外の制度に対して「調整」問題が波及するという危険性である。反公害・薬害・医療被害等の闘いに対する安全弁として、政府・独占資本は労災保険を一つの原型として公害基金法、薬害救済法などの制定を行なったのであるが、今回の法改悪を許せばこれらの補償と損害賠償との「調整」に論議が発展するのは必至であり、また社会保険等の他制度との「調整」へとその発展は歯止めがない。近年、加藤一郎元東大総長を中心とする政府付きの民法学者グループが、いわゆる「二重てん補論」なる議論を意図的にまき起していることから、その動向とは厳しく対決していく必要がある。第四には、労働基準法解体攻撃の一環としてこの改悪法案が出てきているという問題である。労働大臣の私的諮問機関である労基法研究会が七八年には、女性労働者

の保護規定について、七九年には就業規則・労働協約について各々報告書を提出し、労基法全面改悪攻撃が既に具体的な問題として出てきているが、関西経営者協会は労基法第八章（災害補償）の削除を七三年の要望書において要求している。既に七二年、労働安全衛生法の成立とともに第五章（安全衛生）は削除されているが、今回の法改悪が第八章の削除に連結することは明らかであり、政府が今後画策している全面的改悪攻撃への先べんの役割を果すものであることを明確にする必要がある。

第五には、労働省官僚の労災闘争への介入が拡大されるという問題がある。改悪法案第六七条は「調整する」という規定でなく「調整できる」となっている。労災保険審議会においても、労働省は反対意見をかわすために「上積補償は対象と考えない」「慰謝料も対象外見舞金も」と答弁し、法適用も五六年十一月以降と極めて政治的である。また調整の対象であっても一〇〇%か五〇%はたまた三〇%かは官僚が決めることになる。このように労災保険を支給するか否かが官僚の政治判断で決まるという不合理は極めて問題である。更に一般的に考えても、企業の加賀責任も問わない形で支払われる見舞金などについては調整が行なわれず、裁判などによって企業責任を追及し、責任を認めた上で支払われる賠償金についてのみ調整するというのは社会正義に反するというのはもちろん、明らかな労災闘争つぶしである。

以上五点にわたって問題点を挙げたが、総じて今回の法改悪の特徴を言えば、被災者・遺族が企業との闘いを



できないようにするためのもので、七  
六年の法改悪―傷病補償年金制度の新設が企業に在籍す  
る被災者パーシをねらうものであることと併せて、一連  
の労災法改悪が、企業免責と被災者・労働者の闘争封殺  
という点に絞られているということに留意する必要がある。

## 闘いの経過

このような労災法改悪策動に対して、労働組合、被災者、専門家、政党と反対運動は日を経過するにしたがって強まっている。2月4日の労災保険審議会の答申が総評側委員の反対意見附記という異例のものとなったことに象徴されるように、総評中央をはじめとする労働組合は一貫してこの「調整」条項に反対して闘いを続けている。地域においては大阪総評が2月4日、3月17日に大阪労基局交渉を行ったのをはじめ、兵庫、東京地評など精力的なとりくみが展開され、単産においても、2月28日全港湾中央本部の反対決議が行われている。また同盟系労組でも全日本海員組合が反対している状況がある。4月22日の国会審議の第一の山場とみられた衆院社労委は傍聴席が総評側委員の労働者と被災者で埋めつくされ、政府・自民党はこの段階における採決を見送ったのである。

被災者も起ち上っている。3月1日には、全国じん肺患者同盟、全国せき髄損傷者連合会、クロム被害者の会

被災労働者全国協など六団体による「全国連絡会議」結成の呼びかけが行われ、3月30日には全国的な結集でその結成がかけとられ、被災者が労組とともに反対運動の正面に立つことが宣言されたのである。そして、4月15日、22日の国会傍聴活動、各政党議員への要請など精力的な運動を展開している。全国連絡会議の結成集会には関西からバスを出すなどして約五〇名が参加したが、関西における運動をより前進させるべく、4月5日には、被災労働者関西協議会、兵庫県スモンの会の呼びかけにより、労災被災者団体、労災訴訟原告(団・労組)、被害・医療被害・公害と闘う団体等三十四団体の結集によって「労災保険法改悪に反対する関西緊急連絡会議」を結成したのである。

専門家グループの動きも活発化している。総評弁護士団が改悪反対の意見書を出したのを皮切りに、クロム被害訴訟弁護団の反対声明、そして三月には、元日弁連会長をはじめとする約五〇〇名の弁護士連名による反対アピールが発せられた。更に、職業病認定問題に関する全国連絡会議に結集する専門家を中心とした反対声明も現在その準備が進められている。

このように全国的な、そして各方面からの反対運動の前進の中で、国会審議においても、当初政府がもくろんでいた「全く事務的、手続的な改正」ということでの形式的審議による法案成立というスケジュールを打ち砕きつつある。社会、共産、社民連の各党は当初より「調整」条項に反対の立場をとってきたが、四月に入り公明党が

反対の意を表明することによって、明確に「対決法案」  
「重要法案」としての位置付けを政府は迫られているの  
である。そして、国会審議の第一の山場とみられた4月  
22日の社会労働委員会は、総評及び全国連に結集する被  
災者が傍聴席を埋めつくす中で行われ、政府は当日の採  
決を放棄せざるを得なくなったのである。

政府が強硬姿勢をみせればハンカーストを含め実力行  
動に入ることも辞さぬという被災者の強固な陣型によっ  
て、改悪法案の今国会成立を阻止する展望は大きく開け  
てきたのである。政府は現在、すぎあらば今国会成立と  
いう意図を残しながらも、継続審議―次国会での成立と  
いう方針を含めた検討に入っている。我々は更に反対運  
動の力を大きくすることによって、今国会成立阻止はも  
ちろんのこと、二度とこの「調整」条項が陽の目をみぬ  
ようにするために闘いを強化せねばならない。

## 二 今後の課題 二

我々は本日の関西総決起集会において、今後の運動に  
向けいくつかのことを確認する必要がある。

まず第一に、関西緊急連絡会議をはじめとして、結集  
した多くの労働者、被災者の団結の重要性を再確認する  
ことである。今回の法改悪攻撃は、これまで独自の領域  
において運動を進めてきた多くの団体が手を結ぶきっか  
けとなった。労災被災者団体相互については言うに及ば  
ず、薬害、公害、医療被害と闘う団体、労働組合、労災

被災者団体との相互の共闘を促した。我々はともすれば  
それぞれの狭い利害関係でしか問題をとらえようとしな  
い。しかし敵はより総合的である。それぞれを分断しな  
がらも、独占資本の利益擁護のために確実に全ての運動  
をおしつぶそうとしている。本集会を一つの契機として  
我々は相互の交流と協力を深め、大きく団結して敵に立  
ち向う重要性を確認しようではないか。

第二には、この改悪法案を二度と陽の目をみないよう  
にたたきつぶすため、より一層の闘いを築いていくこと  
である。先に述べたように、今回の法改悪が単に被災者  
の経済的マイナスということにとどまらず、様々な方面  
への攻撃であることを明らかにしたが、当面は今国会で  
の成立阻止に力を集中するとともに、法案の再上程又は  
再審議を政府に断念させるべく、これまでに倍する大衆  
的な反対運動を作り上げていこうではないか！  
労災保険法の改悪攻撃を、労働者、被災者・遺族、先  
進的専門家一体となった力ではね返そう！

・ 一九八〇年 四月 二十日・

# 前線から

## 大阪

### ペンキ職人の有機溶剤中毒

#### ついに労災認定



#### 大阪府被災労働者同盟

以来、調査は会を行っていたので急拠するが因果関係については最後まで認めようとしなかった。それは煮えきらなかった署長も、三十八人近くの被災労働者の怒りの声に遂に労災認定をすることを約束した。八ヶ月に及んだ長い認定闘争も遂に勝利をかちとることができた喜びは同盟員一人一人の心に深く刻み込まれた。決定的な局面で被災労働者の力を監督署に認めすことができたことは、今後の闘いに大きな影響を与えらるだろう。

3月27日、ペンキ職人として二十年以上働き続けて有機溶剤中毒に患った井上さんの労災認定が確定した。

井上さんは、現場をいろいろと変わり、使用する有機溶剤もその時々によって様々な種類のものを扱うため、肝臓障害、神経障害などの中毒症状と仕事との因果関係の立証が非常に困難であるのが現実である。

井上さんは、年3月、大阪市内のマンション建設現場でペンキ作業中に倒れ、救急車で病院へ運び込まれて入院した。入院中に大阪府被災労働者同盟に入会し8月に大阪天満労基署に有機溶剤中毒として労災申請した。

ペンキ塗装の場合トルエン、キシレンなど有害な有機溶剤を数多く扱うので肝臓障害など有機溶剤による障害を思われる人が多い。しかも井上さんのように二十年以上も働いているペンキ職人はそれが慢性化していると思われる。

しかし、現場をいろいろと変わり、使用する有機溶剤もその時々によって様々な種類のものを扱うため、肝臓障害、神経障害などの中毒症状と仕事との因果関係の立証が非常に困難であるのが現実である。

井上さんの場合も、天満

労基署は8月労災申請して

かりか、数年前胃腸病で入院し手術したことに無理やり結びつけようとしたり、有機溶剤の製造会社の資料をたてにとり因果関係を否定しようとした。

被災者同盟はこれに対しペンキ職人の労働実態を基本において調査せよと迫り南大阪労働者診療所の医師の協力も得て、労災課段階では認定するつもりだと確認をかちとった。後は署長決済だけだというので確認の電話をすると、署長からクレームがつき、局医に相談しなければならぬという返事であった。

被災者同盟は当日全体集

# 南大阪

## 徳田氏のシアン禍

### 大阪地裁へ提訴

#### 野村メッキ労組

3月17日、野村メッキ労組の徳田さんの第一回目の裁判が行なわれた。当日は書面の交換だけであったが

会社は団交で事故の責任を全面的に認める確認書まで書きながら請求棄却を求めると答弁書を出した。

徳田さんは七五年6月17日、メッキ作業中ろ過器のバルブの破裂により、青化銅液を頭からかぶり両眼失明寸前の負傷をした。組合を結成し、大阪西労基署と交渉を積み重ねた結果、七九年6月8日障害等級四級と認定された。

徳田さんは現在、失明全身神経マヒで車イスの生活

を強いられているが、八〇年2月13日に大阪地裁に損害賠償請求の訴訟を起し、

同時に会社に対して労災補償制度を要求し、団交に参加するなど痛みをこらえて闘い続けている。徳田さんは、事故後の会社の無責任な姿勢に怒りを感ずる中で裁判提訴を決意した。法廷で会社に対し怒りをぶつけ徹底的に労災責

# 南大阪

## いかだ労働者の心筋硬塞死 不服審査闘争大詰めへ

・全港務大阪支部 安全委員会

3月25日、大阪労災保険審査官は定例の参与会を開催したが、この場で昨年来全港務がとりくんでいる大阪港いかだ分会の故寺岡一氏（心筋こうそく死）の問題がとりあげられた。このことによって、七八年八

月、寺岡氏の遺族救済に決意したが、この闘いの間に、三名ものいかだ労働者が心筋障害で倒れるという状況が生まれていること、寺岡氏の認定闘争は今後の闘いにとっても極めて重要であり、全港務も勝

病一筋心筋こうそくという位

# 南大阪

## 雲見脳卒中労災訴訟

### 同僚のTさんが証言

#### 全港湾建設支部名村分会

造船所での作業中、「脳血栓」で倒れた下請労働者全港湾建設支部名村分会の雲見さんに対する名村造船本社の責任を追求する雲見

労災裁判（損害賠償請求）は、証人調べに入り、名村造船の労災発生源としての実態が次々と暴露されている。

4月18日午前十時半から大阪地裁において行なわれた第七回裁判では、前回に続いて同分会のTさんが、雲見さんの倒れた作業現場の実態を具体的に証言した。すさまじい騒音の中の作業によってTさん自身も耳が聞こえにくいこと、「ひ

ずみ取り」作業における極度の高温、粉じんなど全ての面で対策がなされていない

いに等しく、例えば、マスクがあってもかけると言われたことはなく、たとえかけても作業などできるものではないというような実態が次々と明らかにされていた。

この裁判では、雲見労災における元請―名村本社の責任を追求することによって、一歩でも造船下請労働者の奪われた権利を奪い返す闘いを前進させようという大きな意義を持っている。

この裁判闘争を多くの人々の連帯と支援の力で勝ち取ってほしい。

# 東大阪

## 4/20植田マンガングレデー

(街頭宣伝活動)

### 笑いの中心地ミナミの決意

4月20日、大東市の国鉄住道駅前広場で植田マンガングレデーと名打って大宣伝活動が行なわれた。

植田マンガン労災訴訟を支援する会によるこの行動は多彩なもので、パネル写真展示、フォークソング、それに闘いの様子を生き生

きと表現した寸劇など創意あふれるものであった。4月17日に第十八回目の裁判をやった時にも一切顔を出さずうとしない植田文次や国に對する怒りと、最後まで原告を支援し企業の責任を追及していかうとする会の決意を込めた寸劇に、見物人

も参加し和気あいあいとしたものになった。通りすがりの人々の中にも情宣ピラを片手に立ち止まって寸劇に見入る人も数多くあった。

今後とも今日のように様々な工夫をしながら根強く闘いを発展させようと全員で力強いシュプレヒコールをあげて行動を終了した。

# 此花

## 未組織労働者の

## 未払い賃金闘争に勝利

### 此花労働者センター

4月12日、此花労働者センターに結集する労働者約二十名は、元警備員であった森川氏の未払い賃金問題について、此花区桜島の（株）大阪液体燃料輸送と団体交渉を行ない、解決金として六〇万円をかちとり、実質的に3月以来の闘いを勝利のうちに終えた。また西野田労基署への労基法違反についての申告も併せてとりさげた。

森川氏は港湾労働を辞めて後、拘束16時間、月給8万という悪条件で警備員として再就職したが、年令的にも条件のよい働き口がないという弱い立場に乗じて、

結局退職後にとりくむことになったのである。

此花センターでは定年退職後嘱託、パートなど様々な雇用形態で高年令労働者が劣悪な労働条件下で働いているが、この問題をその一環として考え、今後ともこれらの人々の権利を守る闘いを強めていくことを確認している。

会社は法定の深夜割増、時間外割増などを全く守っていなかった。森川氏は在職中から再三にわたってその旨を会社に要求してきたが、会社も組合もとりあわず、

# 都島

## 大阪地裁が不当な有罪判決

### 都島友の会刑事裁判闘争

4月14日、大阪地裁は市職労はこ

職労都島区役所支部の畑中氏に対して、都島友の会闘争の過程で生じたテッチ上り暴力事件につき、罰金七万円という極めて不当な判決を行なった。市職労はこの不当な判決に対して抗議声明を出したが、上級審の反動傾向や、量刑が罰金刑に留まったことなどを総合的に判断し、控訴を見送っ

たため4月28日刑は確定した。

判決は、告訴人が被害当日の証拠として提出した録音テープを「前日のもの」と認定し、友の会側に一定のテッチ上げの可能性があることを臭わせながらも、最終的には医師の診断書を証拠として有罪としたものである。七八年の民事裁判の和解による合同労組友の会支部解散以降、悪質経営者比賀正子に対する唯一の闘いとしてこの刑事裁判があっただけに、この有罪判決は極めて無念なものであった。

今後、この闘いの教訓を生かし、保育労働者の闘い労災職業病撲滅、刑事弾圧粉砕の闘いをおし進めていかねばならない。



# ロケットの裏側

## 『原発ジプシー』に あぶり出された 労基署

原発労働者の実態をルポしたベストセラー「原発ジプシー」の中に、

著者の堀江邦夫さん自身が原子力発電所内で事故にあったことが書かれているが、この事故が労災として届けられてなかったとして福島県富岡

労基署は堀江さんを雇っていた福井県の下請業者を労働安全衛生法違反

疑いで書類送検した。これを受けた福井地検も十八日から捜査を始めた。詳細は3月19日付毎日新聞朝刊に載っているが、堀江さんは原発労働者として福島県の東京電力福島第

一原発に潜入し、昨年1月22日2号機タービン建屋内で作業中マンホールに落ち左ろっ骨骨折のけがをした。

これを堀江さんは著書の中で日記の形で紹介しており、これに注目した富岡労基署が関係者から事情を聴く

中で労災と判断し、下請業者を安衛

法一〇〇条（報告義務違反）で書類送検したというものである。

しかし、不思議なことに堀江氏自身は自分のケガを労基署に申立てたことも、また労基署から事情聴取を受けたことも全くないということである。富岡労基署は、被災者本人からの申立てもなく、また本人から事情聴取することもなく、全く自主的に、一冊の本を唯一の証拠として調査を開始し、早々と業者を書類送検したのである。

この労働行政としては希にみる自主性とスピーディーな対応の裏に一体何が隠されているのだろうか？

堀江さんの著書「原発ジプシー」は昨年秋季発行以来、原発問題に関心が高まりつつある日本列島に驚くほどの早さで浸透し、強烈な印象を与え、またたく間にベストセラーにな

った。「原発ジプシー」という内部告発とそれをベストセラーとして受けとめる人々の存在によって、今まで原発内労働に対して全く対策を講じてこなかった労働行政として何らかの対応を迫られていたのは事実であらう。その意味でいえば「原発ジプシー」の真实性を、いみじくも労基署が実証してくれたという歓迎すべき一面もある。

しかし問題は、堀江さんが「原発ジプシー」の中で終始訴え続けた「原発内の労災隠しは、非人間的な労働環境としての原子力にある」という根本問題を世論が高まる前にかわして、弱い立場の下請親方をいじめ個人の問題にすりかえてしまったことである。そして、その意図は、堀江さんのような内部告発ができないように下請業者を自主規制させること、そのことを通じて原発内労働の実態をこれ以上漏れないような体制をつくっていくことにあった。

今さらながら原子力問題に対する権力の敏感さに驚く反面、我々自身の対応の弱さを痛感する。



前回の健診部だよりで、発足以降

の健診活動の概略、健診結果などを報告しましたが、港湾を中心とした

職場の労働、職場環境の中では、ま

だ労働者の健康破壊がすさまじいも

のであり、健診活動でかくされた職

業病、健康破壊が堀りおこされてく

### 健診部だより

る現状でした。また、資本・権力一

体となった合理化

、組合つぶしに対

して闘う争議組合

での健康管理も重

要な問題となって

いました。

この中で、本年

度健診活動の目標

を

と健康管理

との医療援助、健康管理

業病闘争の武器となる医療内容の確

立の三点におくことにしました。

肝障害、貧血等の成人病の早期発見

一フオロー体制の確立をはかる予定

です。このために、定期的な職場訪

門、経年観察、発作や重症化した人

の検討、健診と日常診療との締携等

をシステムとして確立すること、医

療・食事・生活指導の内容の確定と

診療所で実施されている運動療法な

す。

これらを本年度は、代表的に大阪

労金の産業医を受ける中で定期健診、

特殊健診の実施と日常健康管理を行

なうこと、また全金山科鉄工支部な

ど争議支部の健康管理も前年度より

ひき続き続けることなどで典型をつ

くり出すことに重点をおいています。

また、全港湾で

のじん肺へのとり

くみが行なわれる

ことになっており、

健康、職場環境、

作業の実態調査に

とりくむ予定でい

ます。

## 本年度の基本目標を確立

①労働者の慢性疾患の早期発見

と健康管理

②争議組合、活動家な

どの医療援助、健康管理

③労災職

業病闘争の武器となる医療内容の確

立の三点におくことにしました。

①、②では職業病（腰痛・ケイ腕

などの運動器疾患、じん肺、各種中

どとの連携を深めること、職場こと

の担当を明確にし連絡を密にし、日

常的健康管理の確立をはかる予定で

す。

③では、健診、検査内容の充実、

日常診療、健診でのデータについ

て集積、分析をはかるため、カルテ

のみなおし統一化、データ処理を

システム化することを予定していま

南大阪労働者診療所 健診部

いよいよ始まる

# 原発内被曝労災再審査

6月19日

## 敦賀原発被曝労働者 岩佐労災闘争

昨年3月28日スリーマイル島原発事故以来、原発反対は様々な運動体の課題として上げられることが多くなった。かなりの数の原発が稼働している現在、何よりも進行形の問題として労働者被ばくがその焦点となっている。「原発ジプシー」「原子炉被曝日記」とあいついで出版された二冊の本によって、日雇労働者、下請労働者の原発内作業の実態の想像を絶する劣悪さが明らかにされ、それに対する労働者側からの闘いの方向設定が急務となっているのが現状であろう。

最も危険とされる被ばく労働の現場作業は下請、日雇と被ばく管理が最もされにくい形態によって支えられ、被ばくそのものが晩発性の障害

など医学的に関連づけていくということによって、原発がかるうじてなり立っているのである。

一九七一年、福井県敦賀原発内二次系配管の穴あけ作業中に被ばくした岩佐さんの場合、被ばくが皮膚炎として発症したために放射線被ばくとの関係が明白になった。その後身体のだるさなど様々な障害をおして岩佐さんは、敦賀労基署に労災請求、日本原子力発電株式会社に対する損害賠償請求訴訟を起こし現在に至っている。

裁判は七四年以来六年にわたり結果も真近になっており、法廷における論争において、原発の被ばく管理のズサンさ、記録ネツ造の実態が明らかにされている。また敦賀労基署

は被ばくを認めながら原発とは関係ないとして労災不支給を決定し、福井労基局では、本人の事情聴取すら一時間程度でとりやめ署決定を追認した。七六年12月、中央労働保険審査会に再審査請求書を提出し、原発内での労働者被ばくを公的に認めさせるべく岩佐さんは奮闘している。

6月19日、第一回の公開審査が予定されており、岩佐さんの原子力労災に対する闘いが東京で再開されようとしている。泣き寝入りせざるを得ないと言われている多くの被ばく労働者の闘いの突破口として、この闘いを多くの労働者の力で勝利させねばならない。

6年目をむかえる  
**岩佐労災闘争**  
**資料集**  
 岩佐労災女陣  
 ・審査会資料より、年表  
**カンパ500円**

職業病認定問題に関する全国連絡会議  
 次回全国集会への御案内

〈第1日目〉 5月10日(土) 会場:東京・水道橋 労音会館  
 全体集会 午後5:30~9:00  
 講演 労基法改悪阻止の闘い 鴨田哲夫氏(全造船)  
 報告 労基法19条解雇撤回闘争、労災法改悪反対闘争等

〈2日目〉 5月11日(日) 会場:東京・大井町 品川労政会館  
 分科会 午前9:30~午後3:30  
 第1分科会 一頸肩腕、腰痛等 運動器系疾患  
 第2分科会 一諸中毒  
 第3分科会 一夜勤・交替勤務による健康障害  
 全体集会 午後3:30~5:00

一収入一

会費	177200	
機関誌	58842	
カンパ	146900...	全金マコトロイ工業支部闘争勝利カンパ等
その他	600	
計	383542	

3月分会計報告

一支出一

事務費	85359...	3月分家賃、共益、電気、新聞 2月分ガス、1、2月分水道代等
機関誌	65330...	N 0.70印刷代
活動費	190147...	南大阪事務所3月 比花センター234月 電話2月 社保料1月
郵送料	1380	
パンフ	50100...	全国協パンフ立替分
人件費	215000...	3月分人件費(含アルバイト料)
計	607316	

3月分収支 -223774

(4月へのくりこし +799266)

# 編・集・後・記

労災保険法改悪反対闘争が4月に入ってから大きく盛り上がり、安全センターも東京行動や4・27の関西集会などの準備で、涼しい春にもかかわらず汗だく。そんなことで4月号(七十二号)の発行がすっかり遅くなってしまいました。やきもきさせましたことをおわびします。

4月から常任事務局員が大きく入れかわりました。榎本・桑原はそのままですが、長年センターの台所を守ってきた西川(榎本)さん、センターのまじめさを代表していた土田君が辞め、新しく西野君が入りました。彼は現在まだ大学に籍があるのてしばらくは一応アルバイトとしてやってみようことになりました。この常任交替も機関誌発行が遅れた一因ですが、すぐにチームワークもできると思います。当面はこの三人で安全センターの仕事を切りまわしていきますが、引き続き御支援、御協力をお願いします。

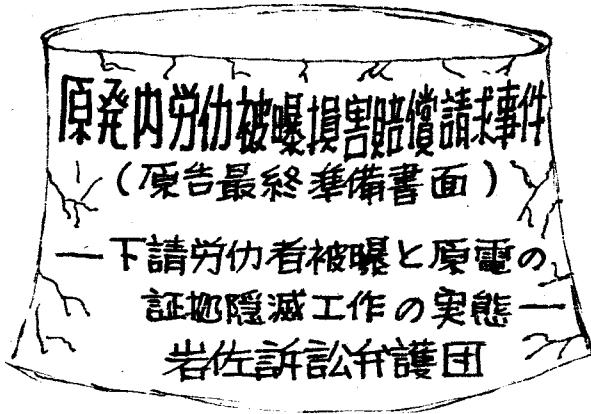
昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

4月号(通巻72号)

昭和55年4月20日発行

(毎月一回20日発行)



- ・原子力発電所と労働者被曝
- ・原告は敦賀原発で被曝した
- ・他 ---

B5版 155ページ

1000円 送料140円

当センターで取り扱い中!!

■表紙写真 3/30 労災保険法改悪に反対する全国集会デモ

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

**(株) 千里印刷 06-351-1127**

大阪市北区天満橋3-5-28